

東京都板橋区立天津わかしお学校に勤務する職員の給食に関する要綱

(平成8年3月15日教育長決定)

(平成11年3月26日一部改正)

(平成19年3月12日一部改正)

(平成20年3月25日一部改正)

(平成26年3月27日一部改正)

(令和6年3月7日一部改正)

(令和7年3月19日一部改正)

(目的)

第一条 この要綱は、東京都板橋区立天津わかしお学校（以下「わかしお学校」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）に提供する給食について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給食の範囲)

第二条 この要綱に定める給食とは、わかしお学校及び寄宿舍での勤務に伴い提供される給食のすべてとする。

(対象職員)

第三条 この要綱に定める給食の支給対象となる職員は、次のとおりとする。

(1) わかしお学校に勤務するすべての職員

(2) 東京都板橋区教育委員会が特に認めた職員

(給食の内容)

第四条 この要綱を適用して行う給食は、児童に給食するものと同一とする。

(費用負担)

第五条 この要綱に定める給食にかかる職員の費用負担については、下記のとおりとする。

朝食 281円 昼食 350円 夕食 389円

(備付書類)

第六条 校長は、給食者名簿、給食日計表等、給食状況を明らかにするのに必要な簿冊を備えなければならない。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、給食の管理に必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

この一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。